

# 令和7年度 阿賀野市奨学金 申込みのてびき

阿賀野市教育委員会

阿賀野市奨学金は、経済的な理由で修学を諦めることのないよう、経済的困難な学生を援助するため、教育の機会均等を図ることを目的とした制度です。

これは、卒業後に返還をしていただく「貸与型奨学金」です。

## 1 対象者

大学、短期大学、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に進学または在学し、次の全てに該当する学生等。

- (1) 生計を一にする主たる家族が、奨学金等の貸し付けを受けることになる日の1年前から引き続き阿賀野市内に居住している人
- (2) 経済的理由により修学が困難と認められる人 ※所得要件は「別紙」参照
- (3) 保証人（連帯保証人1人と保証人1人）がいる人 ※保証人等要件は4参照
- (4) 貸付終了後、所定の期間内に借入金全額の返還を確約できる人

## 2 貸付金額等

区分	貸付金額		貸付期間	利子	
	高等学校等※	大学等※			
第1	奨学金	月額 15,000円	月額 40,000円	許可の日から最短修業年限の終期まで	無利子
	入学準備金	100,000円	300,000円	入学時に限る	
第2	奨学金	月額 30,000円	月額 50,000円	許可の日から最短修業年限の終期まで	無利子
	入学準備金	300,000円	500,000円	入学時に限る	

○ 貸付金額は第1または第2のどちらかを選択します。

入学準備金は希望制です。入学準備金のみのお貸付は行いません。

※ 高等学校等…高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校の高等課程に在学する人

※ 大学等…大学、短期大学、専修学校の専門課程、高等専門学校に在学する人

## 3 申込受付期間

令和7年1月6日（月）から令和7年3月21日（金）まで <必着>

郵送可

※ 令和7年2月13日（木）までの受付分は、先行分として処理します。（貸付時期は6参照）

● 受付後、記載内容等確認する場合がありますので、

① 日中連絡がとれる電話番号 ② 氏名 ③ 日中対応可能な時間 を明記したメモを添付してください。

## 4 申込時の提出書類

- ① 奨学金等貸与申込書 ※連帯保証人・保証人の署名が必要
- ② 合格通知書<sup>\*</sup>の写し（新入学者の場合）、在学証明書原本（既入学者の場合）  
※申込時に間に合わない場合は、合格後速やかに提出してください。
- ③ 保証人に関する申立書等 ※市内在住 65 歳未満の要件を満たす者が他にいない場合
- ④ 私立自宅外通学証明書 ※新潟県内の私立学校に通い、自宅外通学をする場合
- ⑤ その他、状況により証明書類等が必要となる場合があります。

### ★保証人等の要件について

<連帯保証人>…保護者（親権者及び後見人）、該当者がいない場合は4親等以内の親族  
市区町村税の滞納がない人で、返済する資力を有する人

<保証人>…原則本市に在住の65歳未満の人  
市区町村税の滞納がない人で、返済する資力を有する人  
申込者及び連帯保証人と別世帯で、独立の生計を営む人

※市内在住 65 歳未満の要件を満たす者が他にいない場合は、「保証人に関する申立書」を提出してください。  
保証人が市外の場合は、税務証明書（所得課税証明書と未納がない証明書）各1通が必要となります。

## 5 貸付決定とその後の手続き

選考委員会で奨学生に採用が決定した場合は、別で指定する期日までに、以下の書類をそろえて提出していただく必要があります。 ※書類の提出が無い場合、奨学金の採用を取消します

### 【提出書類】

- ① 誓約書 ※連帯保証人・保証人の署名と実印の捺印が必要
- ② 連帯保証人の印鑑登録証明書 1通
- ③ 保証人の印鑑登録証明書 1通
- ④ 振込口座確認書
- ⑤ 通帳の表紙をめくったページの写し（間違い防止のため）
- ⑥ 合格通知書の写し（申込時に間に合わなかった場合）
- ⑦ その他申込時に不備があった書類等

※必要に応じて関係書類の提出をお願いすることがあります。

### 書類提出期間（予定）

先行受付分…2月下旬～3月上旬

一般受付分…3月下旬～4月上旬

短期間のため、予めご承知おきください。

## 6 貸付方法・時期

1年目の奨学金は、12か月分（1年分）を指定の口座へ振込みます。

入学準備金も希望された方は、奨学金と合わせて振込みます。

2年目以降は、4月（4～9月分）、10月（10～3月分）の年2回振込みます。

受付	1/6～2/13 までの先行受付分	2/14～3/21 までの一般受付分
貸付時期	令和7年3月下旬予定	令和7年4月下旬頃予定

※新入学の1年目の貸付けには、合格通知書の写しの提出が**必須**です。

そのため、**先行貸付の場合は2/13までに受付していても、5の書類提出期限までに合格通知書による確認が取れなければ3月下旬に貸付け（振込み）できません。**

また、私立校の併願試験合格（滑り止め）のように、入学が確実でない場合も同様です。

## 7 貸付期間中の提出書類

**毎年度**、別で指定する期日までに当該年度の**在学証明書**を提出していただきます。新規貸付決定となった奨学生は、入進学後に提出してもらいます。

※継続貸付中、在学証明書が提出されない場合は、以降の貸付けが休止・停止となりますので留意してください。

貸付期間中において、留年、休学、退学やその他住所等変更があった場合は、貸付停止等による返還が生じることがあるため、必ず連絡をお願いします。

## 8 奨学金の返還方法

貸付終了月の翌月から8か月を経過した後、10年以内に返還いただきます。

返還方法は、**月賦**（毎月）、**半年賦**（6月・12月/年2回）、**年賦**（12月/年1回）のいずれかの方法で、原則 **口座振替**\*により返還していただきます。

ただし、返還の途中において、いつでも繰り上げて返還することができます。

※口座振替できる金融機関

〔 第四北越銀行・大光銀行・はばたき信用組合・加茂信用金庫・新潟県労働金庫  
新潟かがやき農業協同組合・ゆうちょ銀行 の各本支店 〕

※振替口座は本人に限らず保護者名義の口座でも可能です。また、ゆうちょ銀行は全国の支店が可能です。

## 9 その他（知っておいてほしいこと）

＜阿賀野市奨学金制度の仕組み＞

阿賀野市奨学金は、多くの方々からの寄附金などによって成り立っており、その寄附金を基金として積み立て、皆さんへお貸しするものです。

皆さんから返還された返還金は、また次の奨学金を必要としている希望者へ貸付けるというサイクルで運営しています。

＜奨学生の義務＞

奨学金は修学するための学資として貸付けるものですから、卒業後は当然に**返還の義務**を負います。この返還金はその年の奨学金として、次の世代の**後輩に引き継がれます**。

奨学金を借りて修学を希望するこれからの人たちのためにも、きちんと返還しなければなりません。

＜借りる時から返還計画を＞

貸付を受ける人は、現在の家庭の経済状況や今後の人生・生活設計に基づき、**奨学金の必要性、返す時の負担**などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を借りるようにしてください。

貸付 月額4万円の場合、4年間で192万円、入学準備金30万円を合わせると222万円です。

月額5万円の場合、4年間で240万円、入学準備金50万円を合わせると290万円です。

返還 貸付総額222万円の場合、10年で返還すると月額18,500円を返還していただきます。

貸付総額290万円の場合、10年で返還すると月額24,100円の返還となります。（初回端数加算あり）

## 10 提出先・問合せ先

〒959-1919 阿賀野市山崎77番地（笹神支所内）  
阿賀野市教育委員会 学校教育課 教育総務係  
TEL 0250-62-2790（内線333、335）  
受付時間 8:30～17:15（土日祝日・12/29～1/3除く）

メモ 提出の際ご利用ください

① 日中連絡がとれる電話番号

② 氏名

③ 日中対応可能な時間帯